

遠軽町芸術文化交流プラザ建設に係る進捗状況について

1 遠軽町芸術文化交流プラザ条例の制定について

遠軽町芸術文化交流プラザ条例については、令和元年第6回遠軽町議会（9月定例会）で提案し、総務・文教常任委員会に付託後、審査が行われ、令和元年第8回遠軽町議会（12月定例会）において、原案のとおり議決されました。

この条例の議決により、主に次の事項が決定されました。

- ・ 施設名称が「遠軽町芸術文化交流プラザ」に決定
- ・ 指定管理者による管理及び業務の内容
- ・ 施設の使用時間及び休館日、使用の許可等
- ・ 諸室の使用料の額（備付物件の使用料は別に規則で定めます。）
- ・ 遠軽町公民館条例に追加
- ・ 遠軽町芸術文化交流プラザに統廃合することとなる「遠軽町福祉センター」、「遠軽町高齢者センター」、「遠軽町青少年会館」については、条例の施行期日（令和3年度中）をもって廃止する。

2 遠軽町芸術文化交流プラザの指定管理者について

令和元年第8回遠軽町議会（12月定例会）において、遠軽町芸術文化交流プラザの指定管理者の指定に係る議案を提案し、次のとおり議決されました。

- ・ 指定管理者 遠軽商工会議所
- ・ 指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで（3年間）

3 その他

- （1） 遠軽町芸術文化交流プラザ条例の制定に伴い、「（仮称）えんがる町民センター建設検討協議会」を「遠軽町芸術文化交流プラザ建設検討協議会」に改正します。
- （2） 遠軽町芸術文化交流プラザの開館記念事業を具体的に企画検討する運営組織を設立します。